



事前準備対策

つぎの事項を参考に適切な対策を立て実施してください。

尚、クレーンの設置高さは自立範囲内、おおむね地上より40m位を前提とします。

1. 一般的注意事項

- 1) 法規が改正され設計規格が風速50m/秒から55m/秒となりました。物件には旧法規のものもありますので、対策を立てるときに確認してください。
- 2) 対策条件は、機種、仕様、メーカーによって異なりますので、適切な対策を立てるには、メーカーまたは当社へお問合せください。
- 3) 対策は、クレーンの仮設計画作成時に立てておくことが望ましいです。

2. 共通事項

- 1) 立上がり電源キャブタイヤケーブルは、風にあおられぬようにマストに固定してください。
- 2) 航空障害灯の回路は活かし、主電源は切ってください。
- 3) 制御盤、運転室の扉や窓は、完全に閉鎖してください。
- 4) 風速は変化しますので、常に状況判断を誤らないようにしてください。

3. 個別対策

1) 瞬間風速35m/秒以下の場合

①周囲に障害物がない場合

ジブ角度を伏限界まで伏せ、フックを上限まで巻上げ、旋回はフリーにしてください。

- ##### ②ジブを伏せると障害物に当たるが、ジブ角度50°位まで起こせば障害物またはジブ同士が接触しない場合
- ジブ角度を50°位にして旋回はフリーにしてください。

(注) (1) ジブ角度を50°位にして旋回ブレーキをロックすれば対応出来る強制ロック式の2重ブレーキ構造を有する機種、例えばディスクブレーキとスラストブレーキの併用機種等はブレーキの停止のみで良い場合もありますが、メーカー等に問い合わせ確認する必要があります。

(2) ジブ角度を大きくして前面よりジブのフックにて旋回体より緊張するとマストに曲げモーメントが増え、マストの許容値を越えることがあるので注意を要します。

2) 瞬間風速35m/秒～55m/秒の場合（構造規格内の風速）

①周囲に障害物がない場合

- ジブを伏限界まで伏せ、フックを上限まで巻上げ、旋回はフリーにしてください。

②周囲に障害物がある場合

- 複数クレーンを設置してジブを伏限にするとジブ同士が接触する場合は、伏限界で旋回してもジブとガイサポート等が接触しないクレーンを除き、逆クライミングしてジブを折り曲げ、先端を鉄骨等に固定し、旋回ブレーキをロックしてください。
- ジブを伏限界で旋回すると障害物に接触する場合は、逆クライミングさせジブを折り曲げ、先端を鉄骨にあずけます。旋回ブレーキはロックしてください。
尚、ジブを折り曲げた場合、自力で起こす場合はジブと床面とのなす角度10°以内とし、この角度が確保出来ない時は鉄骨や仮設構台を組み立てて角度を確保してください。
- 逆クライミング出来ない場合は、マストの出来るだけ上方に水平控え（ステー）をセットし（ステー上マスト2本位）ジブを折り曲げ、先端を鉄骨等に固定してください。

暴風後等の点検

（クレーン安全規則37条により暴風後の点検が義務づけられています。）

重要点検項目

- ①巻上起伏ワイヤーロープの滑車からの脱落及び損傷の有無
- ②ジブの損傷の有無
- ③基礎の変形、アンカーボルトのゆるみ
- ④安全装置の作動確認
- ⑤電気機器の絶縁抵抗

クレーン安全規則37条

事業者は、屋外に設置されているクレーンを用いて瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹いた後に作業を行う時、又はクレーンを用いて中震以上（震度4以上）の震度の地震の後に作業を行う時は、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行わなければならない。